

県立学校における春休み・新学期等の対応について

1 長期休業に伴う課題

休業期間の長期化に伴い、児童生徒の休業中の学習や健康・安全の確保と確認等が課題となっている。

児童生徒のストレス等による心身のケアや保護者の負担感の増大等に対応するための居場所の確保等、学校に求められる役割は高まっており、学校教育活動の再開を求める声も大きくなっている。

2 対応

(1) 基本的考え方

県内で感染者が確認されていないこと、児童生徒のストレスの増加、政府の専門家会議の見解、更には県の専門家等からの御意見などを踏まえた上で総合的に判断し、次のとおり感染防止対策の徹底を図った上で学校教育活動を一部再開する。

① 本県で感染者が確認されていない場合

何よりも児童生徒の安全確保のため、児童生徒の検温の有無の確認など健康観察を行うほか、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底する。

学校がクラスターとならないよう、㉞こまめな換気、㉟十分に児童生徒間の間隔をとる、㊱近距離での会話を避けるなど感染リスクが高まる3つの条件を十分考慮し、活動内容に対応した感染クラスター発生防止対策を講じた上で、学校教育活動を行うものとする。

② 感染者が確認されたものの一定程度に収まっている場合

i 学校関係者に感染が確認されていない場合

①と同様の対応とする。

ii 学校関係者に感染が確認された等の場合

a 学校関係者が濃厚接触者と判断された場合

当該本人は、2週間の健康観察期間中、自宅待機とするとともに、①と同様の対応とする。また、児童生徒の健康観察の徹底や連絡体制の確認、必要に応じた消毒などを行う。

b 学校関係者に感染が確認された場合

当該学校を閉鎖し校内消毒等の対策を講じるとともに、発生の状況に応じて臨機応変に対策を講じるものとする。

③ 感染が拡大傾向にある場合

関係機関と連携の上、別途対策を講じるものとする。

(2) 春休み（学年末休業・学年始休業）中の対応について

1か月近く学校を離れていた児童生徒が、感染予防の徹底を図りながら、新学期をスムーズに不安なく迎えるため、別紙に配慮しながら以下の対策を講じる。

① 高等学校における対応

(ア) 学習活動・学習支援

図書館・教室等を開放し、生徒に学習環境を提供する。

登校日を1日以上設定し、教員による学習支援等を行う。

(イ) 部活動

長期の休業期間中で運動する機会が十分でない状態を踏まえ、軽度の活動から段階的に実施する。1日の活動時間は、平日・休日ともに2時間以内とし、休養日についても平日1日、週休日1日以上を必ず確保する。

② 特別支援学校における対応

(ア) 学習活動・学習支援

学校の実情に応じて、運動不足やストレスを解消するための運動等の機会の提供、心身のリフレッシュにつながる活動を行う。運動等の機会の提供は、学年ごとに時間を分けるなど分散実施に努める。

(イ) その他

通常日課の時間帯の範囲で、各学校で対応可能な時間帯とする。

公共交通機関を利用して登校する場合には、混み合う時間を避けて乗車できるようにするなど感染予防に配慮した時間設定にする。

③ 小中学校における対応（市町村教育委員会への要請）

(ア) 学習活動・学習支援

図書館・教室等を開放し、児童生徒に学習環境を提供する。

校庭や体育館等を開放し、児童生徒に運動環境を提供する。

登校日を1日以上設定し、教員による学習支援等を行う。

(イ) 部活動

県立学校と同様の対応とする。

(ウ) その他

児童生徒の学習や生活状況の把握に努める。

必要に応じて、個別の面談等を実施し、児童生徒の心のケアに努める。

(3) 新学期等に向けた対応について

(県立学校における対応・市町村教育委員会への要請)

新学期等に向けた対応については、今週文部科学省から通知される予定であることから改めて連絡を行うものであるが、各学校においては、各学校の始業予定日から通常の授業を行うことを想定し、準備する。

入学式については、各学校で当初予定していた日時に、式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する工夫をした上での実施とする。また、参加者については、現時点では、次のように限定する。

(ア) 参加者は新生及びその保護者、教職員とする。

(イ) 在校生は必要最小限の参加とする。

(ウ) 来賓の参加は御遠慮願う。

<実施する上での留意点>

1 県立学校における対応

(1) 共通項目

- ア 咳エチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの基本的な感染症予防対策を徹底する。
- イ 発熱(37.5℃以上)や風邪症状のある生徒は活動させない。
(登校前の症状の有無の確認や体温測定等について保護者の協力を得る)
- ウ 登校、下校した児童生徒を把握する。
- エ 教職員が校内を巡回するなどして、生徒が密に集まらないよう留意するとともに、こまめな換気を行う(1時間に1~2回程度)。
- オ 消毒液の設置及び積極的な活用、児童生徒が手を触れる箇所(ドアノブや机、トイレの蛇口など)の消毒など定期的に担当者を決めて実施する。
- カ 登下校中は人混みを避けた行動をとる。
- キ 海外に滞在した、又は患者クラスターが発生した施設を訪問した教職員は、帰国(帰宅)後2週間は、学習活動や部活動指導等を行わない。

(2) 学習活動・学習支援

座席間を1m以上離して配置し交互に着席するなど、児童生徒同士の距離を離すよう配慮する。

(3) 部活動

- ア 活動内容・道具等の使用
 - ・小グループで活動し屋内に多くの生徒が集まらない。大声は避ける。
 - ・柔道などの対人競技においては、近距離での対人練習を行わず、個人の技能を高める練習を工夫すること。
 - ・チームスポーツにおいては、人が密集するような機会を少なくすること(個人技能を高める練習等を実施)。
 - ・吹奏楽は楽器を共有せず、大人数で演奏しない。
 - ・合唱では、集団活動は行わず、個人の技能を高める練習を工夫すること。
 - ・バットやボールなど使い回す道具に触れた手で首から上に触らない。
 - ・飲用水は個人で準備し、ボトルやカップ、タオルの共用はさせない。
- イ 環境整備
 - ・屋内の場合は、使用時間及び会場の割り当てを工夫し、多くの生徒ができるだけ集まらないようにする。また、こまめな換気を行い(1時間に1~2回程度)常に窓を多少開けておくなど密閉した空間を作らない。
- ウ その他運営に関すること
 - ・部室を使用する場合は、換気を徹底し着替えなどの必要最低限にとどめるほか、時間帯を分けた使用など感染防止の工夫を行うこと。
 - ・開始時間の30分より前には集合させない(集団でいる時間を短くする)。
 - ・自校のみの単独練習とし、宿泊を伴う活動、遠征、練習試合及び合宿はしない。

2 小中学校における対応

学習活動・学習支援、部活動について、県立学校と同様の対応を依頼する。

なお、スポーツ少年団活動については、県立学校と同様の対応とするよう県スポーツ協会を通して依頼する。

【問い合わせ先】

〈高等学校に関すること〉

高校教育課 課長補佐 安部 康典

TEL 023-630-3106

〈特別支援学校に関すること〉

特別支援教育課 課長補佐 戸屋 学

TEL 023-630-2873

〈部活動、スポーツ少年団活動に関すること〉

スポーツ保健課 課長補佐 村上 周市

TEL 023-630-2562

〈小中学校に関すること〉

義務教育課 課長補佐 佐藤 元

TEL 023-630-2866

【報道監】

教育次長 大場 秀樹